

# 健康福祉常任委員会

# 文教常任委員会

本委員会に付託された議案第55号合志市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例、議案第56号合志市精神障害者居宅介護支援事業費用徴収条例を廃止する条例、議案第57号合志市一般会計補正予算（第2号）、議案第58号合志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第59号合志市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第60号熊本県後期高齢者医療広域連合の設置、陳情第14号療養病床の廃止・削減の中止を求める陳情について、審査結果を報告します。

議案第55号の質疑で医療費については診療報酬の改正、自己負担については原則5%負担が1割負担になり、負担増の分を医療費助成によりカバーしているとの説明がなされた。議案第56号では利用者負担がどう変わるのかとの質疑に、障害者自立支援法の中で1割負担となり生活保護は、他のサービスと同様であると説明がなされた。議案第57号では健康福祉部の福祉課、子育て支援課、高齢者支援課、健康づくり推進課関係に質疑がなされた。反対討論として熊本県後期高齢者医療広域連合負担金は広域連合規約について反対する立場から補正予算に反対するとの討論がありました。

議案第58号、59号については償還金等については質疑がなされ、平成17年度実績によるものであるとの説明がなされた。議案

第60号については広域連合の議員の選出根拠、保険料の試算額等について質疑がなされた。反対討論として、75歳以上の方を国民健康保険から後期高齢者だけの独立した保険がつけられ後期高齢者が介護保険と同様に年金天引き、保険料は高齢者の増加に伴い自動的に値上げされる仕組みになっている。従ってこのような問題を審議するには、連合規約が不十分であり反対する。賛成討論として各市町村の財政的な格差が生じることが懸念されている、医療は全国どこに住んでも一定のサービスが必要であり、法律に基づき県下全市町村が加入する広域連合設置に賛成するとの討論がありました。陳情第14号については願意を妥当なものとして認め全会一致で「採択すべきもの」と決定しました。

本委員会に付託された議案第57号平成18年度一般会計補正予算については慎重に審査し、全会一致で「原案のとおり可決すべきもの」と決定しました。

審査の過程で論議された主なものは、次のとおりです。

**教育総務課関係**  
教育委員会費の旅費の増額は、研究発表や学校訪問への出席の増、また教育委員長の本会議出席のための費用弁償です。委員長の本会議出席は望ましい姿です。

**生涯学習課関係**  
総合センター施設修繕費が70万9千円の補正額です。10年を経過した総合センターは、これまでにかかった修繕費を検証し、これから先を十分見据えていかなければなりません。

**文化振興課関係**  
熊本北バイパス改築工事に伴う須屋城跡発掘調査補正は、国の補助金を受けて、今年度中に、調査を行い、報告書作成に要するものです。

小学校新校舎の開校記念品代です。教育振興費の補正は、小中学校ともに母子家庭増による就学援助費の増額によるものです。

法定後60年を経過し見直しの必要性も十分理解できるが、すでに改正教育基本法が国会で可決したため、当委員会としては慎重審議をすべきとの意見を表明し、「不採択とすべきもの」と決定しました。

## 学校教育課関係

学校管理費補正は、平成19年1月開校する合志

## 請願第1号

教育基本法の改悪に反対し、教育基本法を学校と社会に生かすことを求



# 常任委員会審査報告

## 総務常任委員会

本委員会に付託された事件の審査結果と審査の過程を報告します。

議案第54号「合志市長の在任期間に関する条例」、議案第57号「平成18年度合志市一般会計補正予算（第2号）」、議案第61号「熊本県市町村総合事務組合の規約の一部変更」

まず、議案第54号については、条例制定に法的問題があるのではないかと、努力規定の条例化に意味があるのか、条例制定は選挙民の権利を奪うことにならないか等の意見があり、採決の結果、今後とも調査・研究のうえ決定すべきというところで継続審議とすることを決定しました。

次に、議案第57号と議案第61号については、全会一致で「原案を可決すべきも

の」と決定しました。

陳情第15号「合志市竹迫地区開発への協力のお願ひ」

本件は、本年6月の第一回定例会に陳情書の提出があり、計画不十分というところで継続審議としておりましたが、開発業者の変更等により取り下げられました。そして今回、開発業者も正式に決定し、計画書も出来上がったということで再度陳情があつたものです。

企画課長より、この合志庁舎南側の土地利用については、旧合志町時代に、民間開発に協力することで活性化を図ろうと方針を決定した経緯等について説明を受け、慎重に審議した結果、この地区の開発は、合志市の市勢浮揚と雇用確保等に大きく貢献するとして、賛成

多数で「採択すべきもの」と

しました。

また、意見として、「市全体の土地利用方針、区域区分の見直し及び規制緩和の中で位置づけていくことが先決で、今回の陳情については、いったん不採択にすべき」との反対意見がありました。

陳情第13号 携帯電話基地局建設制限に関する陳情については、基地局建設について法的なものはクリアしており、条例で規制することは無理という理由から不採択と決定しました。しかし「地域環境や住民の健康を守りたい」という趣旨には賛同するものであり、ついては国に対して、法の整備を急ぐよう議員発議による意見書を提出することとしました。

## 産業建設常任委員会

本委員会に付託された事件の審査結果と審査の過程において論議された主なものを報告します。

まず審査結果につきましては、議案第57号、平成18年度合志市一般会計補正予算（第2号）以上の一件について、内容を妥当なものと認め、全会一致で「原案を可決すべきもの」と決定しました。

審査の過程で論議された、主なものを報告します。

### 農業委員会事務局関係

農地流動化推進事業の農地利用集積助成金については、農家の耕作する農地を確定する必要上、小作契約が結ばれ、約83haの内、約43haが助成対象となり250万円を補正するものであるとの説明がありました。

### 農政課関係

地域特産物産地づくり支援対策事業の内容はとの質問に、葉たばこ、茶等の産地づくりを推進するもので、合生地区の「立割乾燥施設組合」が事業採択されたことによる補正であると説明を受けました。

### 耕地課関係

農地費の内、職員手当11万7千円についての説明では、合生地区ほ場整備計画の地元説明会等の時間外勤務手当である。1月から2月に、6地区ほど説明会を行い、地権者の同意を取りたいとの説明がありました。

### 都市計画課関係

南原住宅整備事業2600万円の繰越明許費について、住宅敷地の境界確定に時間を要し、造成の竣工が遅れ、駐車場等の工事が年

度内にできないため、繰越

を行ったものであるとの説明がありました。工期はいつまでか、また、家賃はどうなるのかとの質問に、工期は平成19年6月末日を予定、新住宅の家賃は2万円から4万円になるとの説明を受けました。



南原住宅工事現場